

「飲食店利用促進支援事業」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「飲食店利用促進支援事業」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 北海道（以下「道」という。）の北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得した飲食店（以下「第三者認証店」という。）を対象としたプレミアム付食事券（ほっかいどう認証店応援クーポン（以下「クーポン」という。）を発行し、外食需要を喚起するとともに、感染対策が徹底されている飲食店の事業継続の下支えを図ることを目的とする。

(事務の取扱い)

第3条 本事業の事務は、道から本事業を委託された事業者（以下「事業受託者」）が本事業に係る運営事務局（以下「事務局」という。）を設置の上、速やかな事務の取扱いを行う。

(事務の内容)

第4条 本事業では、事業に参加した第三者認証店（以下「事業者」とする。）で利用できるクーポンの販売のほか、事業者にて利用されたクーポンの換金等を行う。

(対象期間)

第5条 本事業の対象期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) クーポンの販売は、令和4年8月1日（月）から令和4年12月31日（土）までとする。
なお、クーポンは、紙媒体のクーポン（以下「紙クーポン」という）と電子媒体のクーポン（以下「電子クーポン」という）を販売するものとし、電子クーポンの販売は、令和4年8月19日（金）から令和4年12月31日（土）までとする。
- (2) クーポンの利用は、令和4年8月1日（月）から令和5年2月7日（火）までとする。
なお、電子クーポンの利用は、令和4年8月19日（金）から令和5年2月7日（火）までとする。
- (3) 対象期間中であっても、クーポンは、完売次第、販売を終了する。
- (4) 対象期間中に、感染症等によりクーポンの販売や利用を制限した場合においては、直ちにその旨を周知する。

(事業者の事務)

第6条 事業者は、クーポンを利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が提供する販促のためのツール（ポスター、ステッカー等）を見えやすい場所に掲示するものとする。

2 事業者は、利用者が紙クーポンを利用した際、事務局が指定した方法により無効処理をするとともに、換金の手続きを行う。電子クーポンの場合は、事務局があらかじめ送付した利用者が決済を行うための必要なツールを用意するとともに、利用金額及び決済したことを確認するものとする。

(事業者の責務等)

第7条 事業者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) クーポンと引換えにサービスの提供を行う場合は、確認用として事務局が配布する見本券を参考に、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
 - ・クーポンの利用期間
 - ・クーポンの偽造、変造及び模造等の有無
- (2) 紙クーポン及び電子クーポンのいずれか一方又は双方を適切に取り扱うこと。
- (3) 有効期間を経過したクーポン、利用エリアではない他県クーポンは、受取りを拒否すること。
- (4) デザインや色合いが明らかに違うこと等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に報告すること。
- (5) クーポンを現金と交換しないこと。
- (6) 支払金額が紙クーポンの券面額以下である場合、釣り銭は渡さないこと。クーポンによる支払で不足する分は、現金等で收受すること。
- (7) 利用されたクーポンに対し、返金をしないこと。
- (8) 有効なクーポンを提示した利用者に対し、クーポンの受取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わないこと。
- (9) 有効なクーポンを利用しようとする利用者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、事業者とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合等には、事業者の費用と責任をもって対処し、解決にあたること。
- (10) 事業者が利用者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、利用者に不正を促すこと等により事業者又は利用者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該事業者におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、事業者又は利用者が不正に利益を得た場合、事業者は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- (11) 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、事業者はこれに協力すること。また、事業者は、事務局から指示があった場合又は事業者が必要と判断した場合には、事業者が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。
- (12) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合にはこれに協力すること。

(クーポンの販売額及び額面)

第8条 クーポンの販売額は、1冊を単位として4,000円とする。また、額面は、販売額にプレミアム分に相当する1,000円を付加し、5,000円とする。

(クーポンの発行冊数)

第9条 クーポンの発行冊数は90万冊、総額で45億円とする。内訳は、紙クーポンを70万冊、電子クーポンを20万冊とする。

(クーポンの販売場所)

第10条 クーポンの販売場所(以下「販売店」という。)は、道が事業受託者に対し、承諾した事業者が指定する道内の郵便局(一部郵便局を除く)とする。

(販売店の責務等)

第11条 販売店は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 紙クーポンの適切な管理及び販売を行うこと。
- (2) 紙クーポンの日別の販売数及び販売額を事業受託者に報告すること。
- (3) 事務局が提供するマニュアルに基づき、クーポンの販売を行うこと。
- (4) 販売店であることが明確になるよう、事務局が提供する販促のためのツール(ポスター、ステッカー等)を見えやすい場所に掲示すること。

(クーポンの取扱い)

第12条 クーポンの取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者が提供する店内での飲食のほか、デリバリーやテイクアウトのサービス(ただし、お土産等は除く)において利用可能とする。
- (2) 有効期間は、第5条に掲げるクーポンの利用期間の限り利用できるものとする。
- (3) 紙クーポンの券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡さない。
- (4) クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- (5) クーポンの利用後は、返金は不可とする。
- (6) クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、道及び事務局は責を負わない。
- (7) クーポンの払戻しや交換、再発行はできない。ただし、感染症の状況により、クーポンの利用ができなくなった場合には、払戻しを行うことがある。
- (8) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止する。
- (9) 無効処理が行われたクーポンは利用できない。
- (10) 道内の感染症の状況や災害発生等により、直ちにクーポンの販売及び利用を停止する場合がある。

(クーポンの精算)

第13条 事業者は、利用された紙クーポンを換金しようとする場合は、クーポンの所定の位置に店舗名を押印又は記入するほか、事務局があらかじめ送付した精算枚数集計表に事業者番号や事業者名等を記入の上、事務局が指定する日までに次に掲げる書類等を道が事業受託者に対して承諾した者に提出し、換金することができる。また、電子クーポンの場合は、この手続きを行わずに精算を行うことができる。なお、換金できる金額は、クーポンの券面表示の金額のとおりとする。

- ・利用済紙クーポン
- ・精算枚数集計表

- 2 事務局は、前項の書類等が事業者から提出された場合、速やかに審査しなければならない。
- 3 事務局は、本条第1項で掲げた提出書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後

に受理することとし、受理後、事業者の指定の口座に入金するものとする。

4 紙クーポンに発行者、有効期間、利用日及び事業者名の記載がない場合、換金できないものとする。

(雑則)

第 14 条 この要領に定めていない事項が発生した場合、道と事業受託者で協議の上、決定する。

附則 この要領は、令和 4 年 7 月 15 日から施行する

この要領は、令和 4 年 7 月 29 日から施行する

この要領は、令和 4 年 10 月 17 日から施行する